

| 担当局・区 | 危機管理室 | 審議会等の名称 | 大阪市国民保護協議会 |
|-------------------|--|---------|------------|
| 現在員 | 30 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 様々な立場の機関からの意見を聴取し、国民保護計画に反映する必要があるため。条例により40名以下とされている。 | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 7% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 再任2回以上 | 4 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市国民保護協議会条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 国民保護法第40条において、市町村職員を委員として組織することとされている。また、本市域に係る国民保護事案対策、計画に関して、本市内で処理すべき事務等について定めるた。 | | |
| 今後の見直し方針 | <p>全体について 「審議会等設置及び運営に関する指針」に示す兼職数、在職数等について十分に説明したうえで依頼し、大阪市国民保護協議会の運営にふさわしい方、新たな立場の者の推薦を依頼している。</p> <p>女性の登用率について 指定地方行政機関、市、自衛隊、都道府県、指定公共機関の委員については、法に規定された役職であり、各機関から局長級の方及び責任のある立場の役職の方を委員として推薦を得たものであるが、各機関に対し登用目的が達成できるよう各機関に対し理解を求めている。</p> <p>本市職員について 本市の職員5名の委員については、法に規定された役職(国民保護法第40条第4項第4号、第5号、第6号)です。</p> | | |

| 担当局・区 | 危機管理室 | 審議会等の名称 | 大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議 |
|-------------------|--|---------|----------------------|
| 現在員 | 7 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 14% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 在任4年超 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 再任2回以上 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新型インフルエンザ等の感染症に関して専門的な知識を有する保険・医療・福祉関係者等を選任するため各関係団体に選任を依頼したところ、委員という責務上一定の役職の者が選任されたことから、結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今後については、関連団体等に対し、指針の趣旨を十分に説明し、推薦にあたって検討いただくなど、改善を図っていく。 | | |

| 担当局・区 | 危機管理室 | 審議会等の名称 | 大阪市防災会議 |
|-------------------|---|---------|---------|
| 現在員 | 44 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 災害対策基本法に基づき大阪市防災会議条例で委員構成を定めているため。 | | |
| 女性数・女性比率 | 10 人 ・ 23% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 在任4年超 | 7 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 再任2回以上 | 10 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市防災会議条例に定める委員構成により、指定地方行政機関及び指定公共機関等、各機関から選任された者を委員に任命しているが、委員という責務上一定の役職の者が選任されていることから結果として基準を満たさない状態となっている。 | | |
| 70歳超 | 5 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | ・災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、自主防災組織を構成する者や学識経験がある者の参画を得るため。 | | |
| 本市職員 | 9 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | ・災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、本市の防災体制を強化するため。 | | |
| 今後の見直し方針 | ・男女共同参画の視点から女性の人権や生活が守られ、安心できる災害対策の検討及び大阪市地域防災計画改訂を行うにあたり、女性の視点が十分に発揮・活躍できる環境整備への取組みを整える。 | | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市イノベーション拠点立地促進助成金事業有識者会議 |
|-------------------|--|---------|----------------------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 40% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 委嘱依頼を行う際にリストを確認した時点では、指針の基準を上回っていませんでした。 | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今年度末をもって解任予定 （本会議自体の解散の可能性を含む） | | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪府市公立大学法人大阪評価委員会 |
|-------------------|---|---------|-------------------|
| 現在員 | 7 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 29% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新設合併により消滅する公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学における評価委員会の委員の中から選任したため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 新設合併により消滅する公立大学法人大阪府立大学と公立大学法人大阪市立大学における評価委員会の委員の中から選任したため。 | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 次回の改選時においては指針の基準を満たすよう大阪府と協議する予定です。 | | |

| | | | |
|-------|-------|---------|--------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市版TID制度検討会 |
|-------|-------|---------|--------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 5 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 ・ 60% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 指針規程の兼任数の上限を超えることから、他大学の学術経験者等の検討も行ったが、嘉名委員に代わる適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから、選任となりました。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 本事業の性質上、事業終了まで委員を変更することができないことから、指針の基準に沿った委員改選の予定はないが、万一、有識者申し出による委員の選任が発生した場合には、指針の基準を満たせるよう努めます。 |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業有識者会議 |
|-------------------|---|---------|-------------------------------|
| 現在員 | 4 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 25% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 道路整備・景観整備等の内容に関する女性の有識者については、非常に数が少なく、限られた人材の中から選定せざるを得なかったため、結果的に基準以上の割合となるよう女性委員を選定することができなかった。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 指針規程の兼任数の上限を超えることから、他大学の学術経験者等の検討も行ったが、橋爪委員、嘉名委員に代わる適任者がおらず、余人をもって代えがたいことから、選任することとした。 | | |
| 在任4年超 | 4 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業の性質上、事業終了まで委員を変更することができない。 また、審議等の目的に関する専門的な知識又は経験を有する者がいないため。 | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 本事業の性質上、事業終了まで委員を変更することができないことから、指針の基準に沿った委員改選の予定はない。万一、有識者の申し出による委員の選任が発生した場合には、指針の基準を満たせるよう努める。 | | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市商業魅力向上事業有識者会議 |
|-------------------|-------|--|------------------|
| 現在員 | | 4 人 | |
| 指針の基準（20人以内） | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | | 2 人 ・ 50% | |
| 指針の基準（40%以上） | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | | 1 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしていない | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 該当する委員は、平成29年度および平成30年度に地域商業活性化推進事業の有識者委員を務めており、当市の商店街の状況に精通し、個別の商店街の事業計画及び活性化に向けたプランの適性度並びに事業の継続性について豊富な知見と経験を有していることから、他に適任者となりうる者が見つからなかったため。 | |
| 70歳超 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | | 0 人 | |
| 指針の基準 | | 満たしている | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | | 該当する委員の交代をめざし、後任となりうる適任者の推薦を依頼するほか、これまで委員の検討を行ってこなかった領域からも広く適任者の検討を行う予定です。 | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪テクノマスター認定検討会 |
|-------------------|---|---------|----------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪テクノマスター検討においては、技術水準の観点 技能・活動の先進性・先駆性の観点及び 人材育成にかかる観点において専門的な知識や経験等を有する委員が特に必要であるため、限られた人材の中から選定せざるを得ない。今回委員の登用にあたり、女性委員を探したが、該当者なしの為。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 企業の有する技術や人材育成にかかる取組についての幅広い見識を有しており、今回委員の登用にあって同氏と同等以上の見識を有している候補者を探したが、該当者がおらず、他の人材には代え難いため。 | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今後同様の検討会設置時においては、年齢制限の条件を満たす委員で構成できるよう努め、女性委員の登用率を高めるよう努めることとする。 | | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市IoT・ロボットビジネス起業家育成プログラム有識者会議 |
|-------------------|---|---------|--------------------------------|
| 現在員 | 3 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 33% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議においては、企業等の創業・成長支援や先端技術について、高度な専門的な知識や経験等を有する委員が特に必要であるため、限られた人材の中から選定せざるを得ず、結果的に女性委員の登用率が基準以下となりました。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今後同様の有識者会議設置時においては、女性委員登用率の条件を満たす委員で構成できるよう努めてまいります。 | | |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市イノベーション促進評議会 |
|-------------------|--|---------|-----------------|
| 現在員 | 4 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 25% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業の効果的な実施に向けて、グローバルな視点を持ち、イノベーション並びにビジネスの専門的知見に基づく助言等を聴取する必要があるため、限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に女性委員は1名となった。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | これらの分野における女性有識者の割合は極めて低い状況ですが、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、今後は女性委員の選任について努力して進めてまいります。 | | |

| | | | |
|-------|-------|---------|--------------------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会 |
|-------|-------|---------|--------------------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 7 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 1 人・ 14% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>本委員会については、地方独立行政法人大阪市博物館機構の評価等について、専門的・実践的な知見から適切な意見を聴取できる委員構成とするため、企業経営の専門家（公認会計士・企業経営者等）2名、学術研究、文化政策の学識分野から専門家4名、博物館の管理運営の豊富な経験を有する有識者1名、の計7名の委員を選任することとした。</p> <p>の分野については、公認会計士として企業経営の専門家であり、かつ大阪ミュージアムビジョン推進会議委員の経験者である谷川氏が最適であること、また、企業経営者であり、かつ企業規模が新法人と同等である伊藤氏が最適であることから、男性2名の選任とした。</p> <p>の分野については、女性の該当者が非常に少ない中で、学術研究、文化政策に精通した専門家の推薦を、公益財団法人日本博物館協会及び日本文化政策学会に依頼したところ、推薦された専門家が5名中、4が男性であった。</p> <p>以上により、7名中1名が女性委員であり、女性登用率40%を満たさないものである。</p> |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 選任時点（平成30年4月）では基準を満たしていたが、条例に定める任期が2年間であるため、前述に掲げる学術研究、文化政策の学識分野から専門家4名のうち1名が、任期途中で70歳超となる。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>【女性数・女性比率】について、本委員会に関する分野の女性有識者が少ない状況であるが、今後、委員の選定にあたっては、指針の基準である女性委員の比率40%に向けて適任者の検討を行う。</p> <p>【70歳超】について、任期途中で基準を満たさないこととなったため、今後、委員の選定にあたっては、指針の基準である0人に向けて適任者の検討を行う。</p> |

| | | | |
|-------|-------|---------|-----------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪城天守閣資料収集・評価会議 |
|-------|-------|---------|-----------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 2 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 美術・歴史資料等の収集・評価にあたっては、資料の学術的価値のみならず市場価格にも精通した有識者に依頼する必要があるため、限られた人材の中から選定せざるを得ず、結果的に基準以上の割合となるよう女性委員を選定することができなかった。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 美術・歴史資料等の収集・評価にあたっては、資料の学術的価値のみならず市場価格にも精通した有識者に依頼する必要があるため、限られた人材の中から選定せざるを得ず、結果的に70歳以上の委員となった。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>美術・歴史資料等の分野を専門に研究している女性有識者の割合は高くはないが、指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、女性委員の選任に努めてまいりたい。</p> <p>また、高齢委員についても、現在の委員と同等の専門的見地や鑑識眼を有している70歳を超えない委員の発掘・登用に努め、見直しを図ってまいりたい。</p> |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪府市都市魅力戦略推進会議 |
|-------------------|--|---------|----------------|
| 現在員 | 6 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 33% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 戦略策定時の議論の方向性を維持しながら、個々の事業についての意見をいただくため、平成28年度の委員・専門委員を中心に委員の選任を検討し、平成28年度の委員1名に加え、女性委員の登用率の向上を図るため専門委員から1名の女性委員を追加したが、それ以上女性の適任者がいなかったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。 | | |
| 在任4年超 | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。 | | |
| 再任2回以上 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 平成28年11月に策定した「大阪府市都市魅力戦略2020」の推進にあたって、個々の事業についての意見が可能な適任者を確保できないため。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 次の改選時には、指針の基準を満たすよう、委員の変更を検討する予定です。 | | |

| | | | |
|-------|-------|---------|------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪府市文化振興会議 |
|-------|-------|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 12 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 5 人 ・ 42% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市文化振興会議は、文化の振興に関する重要な施策等について調査審議を行うことから、委員については、文化施策や芸術文化に関する、幅広い見識と経験が必要である。また、会議では、平成28年10月に策定した本市文化振興計画に基づく取組の進捗管理等をおこなっており、これまでの経過をふまえながら、継続的に議論等を行う必要がある。こうした要件を満たす適任者を確保できないため、結果的に指針の基準を満たすことができなかった。 |
| 在任4年超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 上記「兼務3以上」に同じ |
| 再任2回以上 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 上記「兼務3以上」に同じ |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 上記「兼務3以上」に同じ |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 指針の重要性については十分認識しているところであり、外部委員の任期満了後の委員の変更時において、指針の基準を満たすよう努める。 |

| | | | |
|-------|-------|---------|-----------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市大規模小売店舗立地審議会 |
|-------|-------|---------|-----------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 9 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 4 人 ・ 44% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 会長職を担うにあたり、学術研究の分野で一定の功績を残しているとともに、大規模小売店舗立地審議会における調査審議事案に関する知見を有していることが必須となりますが、該当する委員は商業・流通に関する知見を有するとともに、本市や大阪府等における「大規模小売店舗立地審議会」の会長等を歴任されており、大規模小売店舗立地審議会における多数の調査審議事案に精通しているため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 改選にあたっては、指針の基準に沿うよう各専門分野における後任委員を推薦いただくほか、在職期間・兼職数・委員の年齢についても、指針の遵守に努めてまいります。 |

| | | | |
|-------|-------|---------|--------------|
| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 大阪市中小企業対策審議会 |
|-------|-------|---------|--------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 17 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 6 人 ・ 35% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>学術研究の分野で一定の功績を残しているとともに、本市施策に関する知見と全国的な中小企業支援施策に関する知見を有していることが必須となるが、そのような人材は他に見当たらないため。</p> <p>各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。</p> |
| 在任4年超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。 |
| 再任2回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 団体へ本市指針を示したうえで、推薦を依頼したが、他に代えがたいと再度推薦を受けたため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>本市「審議会等の設置及び運営に関する指針」の基準を満たす方を選任することが重要であると考えており、各団体等への推薦依頼時には、本市指針において委員選任に制限があることを説明し、指針に抵触しない方を推薦いただくよう要請している。</p> <p>さらに、委員推薦にあたっては、団体補職名による選出ではなく、中小企業振興対策に関する事項に精通した方を推薦していただくよう要請している。</p> <p>今後の改選時にも、引き続き本市指針の順守を要請していくものである。</p> |

| 担当局・区 | 経済戦略局 | 審議会等の名称 | 伝統芸能を活用した大阪の魅力開発促進のための有識者会議 |
|-------------------|---|---------|-----------------------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 20% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本有識者会議は大阪の多様な芸術文化等に関し、専門的な知識経験及び優れた見識を有している必要があるため、限られた人材の中から選任せざるを得ず、結果的に女性委員を1名しか選定することができず、指針の基準を満たすことができませんでした。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 指針の基準である女性委員の比率40%以上に向けて、今後委員を選任する場合には女性委員の選任に努めます。 | | |

| 担当局・区 | 中央卸売市場 | 審議会等の名称 | 大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 |
|-------------------|-----------|--|--------------------|
| 現在員 | 12 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 17% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため。 | |
| 在任4年超 | 5 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 再任2回以上 | 5 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 70歳超 | 4 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | | <p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。</p> | |

| 担当局・区 | 中央卸売市場 | 審議会等の名称 | 大阪市中央卸売市場本場・東部市場運営協議会 |
|-------------------|-----------|--|-----------------------|
| 現在員 | 17 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 12% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 卓越した専門性と実績のうえから、利益の相反する業界の意見調整を図り、会議の進行、とりまとめなど、会議を総括できる者が他にいないため。 | |
| 在任4年超 | 7 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 再任2回以上 | 7 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 70歳超 | 7 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | 審議会の所掌事務の性質上、委員のほとんどが卸売業者や仲卸業者等の代表者（社長や理事長）であり、社長や理事長の選任については本市では関与できないため。 | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | | <p>市場関係業者の立場から、市場の運営、施設整備にかかわる、食品流通の現状を踏まえた貴重なご意見をいただくため、卸売業者、仲卸業者、小売業者の各業界を代表し責任ある公の立場で発言いただける会長・社長・理事長などの責任者に委員に就任いただいている。そのため、業界代表については、役員の交代・改選時に変更する場合以外には、基本的に変更することはないが、指針の趣旨等について説明し、理解を求め、指針に沿った適切な委員の選任ができるよう、引き続き協議・調整に努めていく。</p> <p>また、市会代表委員は市会都市経済委員会委員長に、業界代表委員は市場関係業界を代表する会長・社長・理事長などの方に就任いただいているため、女性の委員就任推進の関与はできないが、他の委員については、今後とも指針の趣旨に沿い関係団体から女性を推薦いただけるよう調整に努めていく。</p> | |

| 担当局・区 | 総務局 | 審議会等の名称 | 大阪市公正職務審査委員会 |
|-------------------|--|---------|--------------|
| 現在員 | 6 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 33% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体（大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会）からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて女性委員の比率に配慮して推薦いただきたい旨を依頼したところ、適任の人物として男性4名女性2名の推薦があったため。</p> | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>大阪市公正職務審査委員会は、学識経験者として、関係団体からそれぞれ適任の人物の推薦を受け、市会の同意を得て委嘱を行ってきた。関係団体に委員の推薦依頼を行うに際し、本市指針を踏まえて70歳を越えないものの推薦を依頼したところ、適任の人物として選任当時において70歳以下のものの推薦があったが、1名について在任中に70歳を越えたため。</p> | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | <p>引き続き、委員の改選にあたっては、なるべく女性委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととし、「70歳超」の基準についても、なるべく70歳を越えない委員を推薦いただけるよう依頼を行うこととする。</p> | | |

| 担当局・区 | 総務局 | 審議会等の名称 | 大阪市公文書管理委員会 |
|-------------------|--|---------|-------------|
| 現在員 | 7 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 29% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の調査審議に必要な文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有する有識者について、関係先から推薦を受けた結果、女性委員が二人となったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の調査審議に必要な、文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有し、この間の本市の歴史公文書の収集の基準や、廃棄の取組に係る当審議会での議論経過を十分に認知している限られた有識者であるため。 | | |
| 再任2回以上 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の調査審議に必要な、文書・史料の取扱いや歴史等への造詣、高度の専門的な法律知識、本市の情報公開制度・個人情報保護制度に関する十分な理解を有し、この間の本市の歴史公文書の収集の基準や、廃棄の取組に係る当審議会での議論経過を十分に認知している限られた有識者であるため。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今後は委員会における議論の経過を踏まえつつ、委員の在任期間が長期化することがないように、又、女性委員の確保について理解を得られるよう、各方面に対して、適切な人材の推薦を求めていくよう努めます。 | | |

| 担当局・区 | 総務局 | 審議会等の名称 | 大阪市外郭団体評価委員会 |
|-------------------|---|---------|--------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 20% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 次回以降は、女性委員を確保すべく、依頼等を行う予定です。 | | |

| 担当局・区 | 総務局 | 審議会等の名称 | 大阪市行政不服審査会 |
|-------------------|---|---------|------------|
| 現在員 | 12 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 4 人 ・ 33% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今回改選の新任委員すべてについて、結果的に適任者の推薦を受けることができず指針の基準を満たす数の女性を採用することができなかったが、次の改選時には、指針の基準を満たす女性数を確保すべく依頼等を行う予定です。 | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|-------------|
| 担当局・区 | 市民局 | 審議会等の名称 | 大阪市消費者保護審議会 |
|-------|-----|---------|-------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 20 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 7 人 ・ 35% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。 |
| 再任2回以上 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該委員は前回改選前の審議会で会長代理や苦情処理部会委員を務めており、民事法に造詣が深く、現在の審議会では互選により会長に選任されるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該委員については長年にわたり地域における福祉活動に貢献しており、被害に遭いやすい高齢者の地域における見守り活動等について検討する地域安全確保部会の委員を務めるなど、本審議会の運営に欠くことのできない人材であるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後、本審議会委員の選任にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を踏まえ、基準を満たせるよう留意するものとする。また、推薦団体への働きかけ等、次回の改選時に配慮する。 |